

8 大阪府公立高等学校入学者選抜における 配慮が必要な児童生徒への情報提供について

配慮が必要な児童生徒への対応

障がいのある生徒、日本語指導が必要な児童生徒、海外から帰国した児童生徒など、学校生活において配慮が必要な児童生徒に対しては、特に、一人ひとりの状況やニーズに応じた進路選択等に係る情報を提供する必要があります。

入学者選抜における配慮が認められる条件には、小学校在籍時の支援状況や、編転入時期などが大きく関わります。そのため、小学校在籍時も含め、早い時期（入学時・転入時・編入時）から配慮が必要な児童生徒の状況を学校組織の中で共有し、必要な情報を集め、提供していくことが重要です。

大阪府公立高等学校入学者選抜における配慮（令和7年度入学者選抜）

大阪府公立高等学校入学者選抜においては、障がいのある生徒、日本語指導が必要な帰国生徒等に対して受験上の配慮を実施しています。また、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜及び海外から帰国した生徒の入学者選抜があります。対象となる生徒がいる場合は、配慮申請にあたって必要な書類を確認した上で、早い時期から生徒や保護者に情報提供しましょう。具体的な配慮が必要になる可能性のある生徒がいる場合には、管理職の先生を通じて所管の市町村教育委員会へ早めに相談することも大切です。

（１）障がいのある生徒に対する配慮

	種類	対象者	内容
1	学力検査時間の延長	(1) 点字による教育を受けている者 (2) 強度の弱視者で、良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 (3) 体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 (4) 両上肢機能の障がい著しい者 (5) その他、障がい等の状況により、学力検査時間の延長を必要とする者	(1) 各検査教科等に規定した学力検査時間の1.5倍 (2) 各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍 (3) 各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍 (4) 各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍 (5) 各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍
2	代筆解答	障がいの状況により、筆記することが不可能又は困難な者 上記「代筆解答」を認められた者及び点字による受験が認められた者で、自己申告書の代筆を必要とする者	(1) 代筆解答のみ (2) 代筆解答及び学力検査時間の延長（約1.3倍） 自己申告書の代筆
3	介助者の配置	障がいの状況により、受験に際して介助を必要とする者	(1) 介助のみ (2) 介助及び学力検査時間の延長（約1.3倍） （注）介助の内容は、別途、中学校と府教育委員会とで協議する。 なお、介助者の配置は、検査室内に原則として中学校教諭を1名とする。
4	問題用紙等の変更	(1) 点字による教育を受けている者 (2) 障がい等の状況により、通常の学力検査問題用紙等による解答が困難な者	(1) 点字による問題用紙等の使用 (2) 拡大した問題用紙等（原則B4判）の使用 イ 漢字にひらがなのルビを付した問題用紙等の使用 （注）国語の学力検査について「ルビ打ち」の問題は「漢字の読み」の問題が出題されない。

5	英語のリスニングテストの筆答テストによる代替	原則として、両耳の聴力レベル（裸耳）が 30 デシベル以上の者で、補聴器等を使用しても語音が明瞭に聞き取れない者	筆答テストによる代替
6	物品の持込み	学力検査の実施にあたって、実施細目により必ず携行するもの又は携行してもよいものと定めたもの以外の物品の持込みを必要とする者	物品の持込み

- 検査教科等には「小論文」及び総合学科（ステップスクール）において実施する「筆答による面接」を含みます。
- 実技検査における配慮は、検査のねらいを損なわない範囲で、学力検査に準じて行われます。

（２）日本語指導が必要な帰国生徒等に対する配慮

	種類	対象者	内容
1	学力検査時間の延長	原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第 1 学年以上の学年に初めて編入学した者その他特別な事情がある者	各検査教科等に規定した学力検査時間の約 1.3 倍
2	辞書の持込み	上記「1 学力検査時間の延長」を認められた日本語指導が必要な帰国生徒等で、左記 2、3、4 を必要とする者	受験者が希望する外国語の辞書の持込みを 2 冊まで可能とする（例：日中辞典と中日辞典）。ただし、和英、英和辞典及び英語が記載されているものは英語の学力検査では使用できない。 （注）国語を除いて申請することもできる。国語の学力検査について「辞書持込」の問題は「漢字の読み」及び「漢字の書取り」の問題が出題されない。
3	学力検査問題へのルビ打ち		各教科の学力検査において、漢字にひらがなのルビを付した問題用紙等を配付する。 （注）国語を除いて申請することもできる。国語の学力検査について「ルビ打ち」の問題は「漢字の読み」の問題が出題されない。
4	キーワードの外国語併記		小論文又は国語において作文及び小論文形式の独立した問題が出題された場合は、キーワードとなる語に受験者が希望する外国語を併記する。
5	自己申告書の代筆又は日本語以外の使用	原則として、外国において継続して 2 年以上在留し、帰国後 2 年以内の者で、自己申告書の代筆を必要とする者（日本語指導が必要な生徒選抜及び自立支援選抜の志願者を除く） 自立支援選抜においては、自己申告書の日本語以外の使用を必要とする者	(1) 自己申告書の代筆 (2) 代筆が不可能な場合は、日本語以外で作成した自己申告書を出願前の定められた日（※）までに、府教育委員会に提出する。その後、志願者は日本語に翻訳し厳封された自己申告書を受け取り、出願時に志願先高等学校へ厳封された状態で提出する。

- 検査教科には「小論文」及び総合学科（ステップスクール）において実施する「筆答による面接」を含みます。
- 実技検査における配慮は、検査のねらいを損なわない範囲で、学力検査に準じて行われます。
- ※令和 7 年度特別選抜等は、令和 7 年 1 月 30 日（木）まで、一般選抜は、令和 7 年 2 月 13 日（木）までとする。

（１）（２）の配慮事項の申請について

（１）（２）の配慮を受ける場合には、大阪府教育委員会の承認が必要です。また、病気等の場合についての配慮もあります。詳しくは、所管の市町村教育委員会に問い合わせてください。申請〆切は、11 月下旬となっています。

大阪府公立高等学校入学者選抜における特別な選抜方法（令和 7 年度選抜）

（１）海外から帰国した生徒の入学者選抜

【対象者】原則として、外国において継続して２年以上在留し、帰国後２年以内の者。

【申 請】外国の在留期間及び帰国時期を証明する書類が必要です。

（２）日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

【対象者】原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第４学年以上の学年に初めて編入学した者その他特別な事情があり府教育委員会が本選抜に志願することが適当であると認めた者。

【申 請】大阪府教育委員会へ受験資格の申請が必要です。申請〆切は、毎年 11 月下旬です。早めに所管の市町村教育委員会に相談してください。

（１）（２）の学力検査等の内容は、一般入学者選抜とは異なります。詳しくは、入学者選抜実施要項等で確認しましょう。

※〈資料編〉の 46 ページには、知的障がい生徒自立支援コース、共生推進教室、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校、府立支援学校高等部の情報も掲載しています。（出願には療育手帳の写し等が必要です。）